

平成28年11月14日

陳情第90号

広報委員手当の増額を求める陳情

広報委員手当の増額を求める陳情

【陳情趣旨】

現在小田原市では、市政情報の広報手段として広報紙等を配布しています。

毎月1日に配布する「広報小田原」、毎月15日に配布する「おだわらいふ」、3か月毎に配布される「市議会だより」がその代表的な定期広報紙です。

これら広報紙の主な配布方法ですが、「おだわらいふ」は主に新聞折り込みによって配布されていますが、「広報小田原」と「市議会だより」は、連合自治会に加盟する単位自治会の協力により配布されています。

市内250団体を超える単位自治会の会長を広報委員と位置づけ、広報紙の配布を委託するとともに、連合自治会長を広報委員長とし広報紙の運搬や自治会ごとの仕分けをしていただいております。これら連合自治会長や単位自治会長によって仕分けされた広報紙が、自治会内隣組の組長等によって戸別配布されています。

少子高齢化が政策の俎上に乗って久しく、しかし、これに対する取り組みが旧態然としていることに危機感を覚えることはないのでしょうか。

ここで、広報紙の配布方法を改善する便法として、広報委員手当の増額を求めねばならないのは、年々加速する高齢化に伴い、善意や義務感だけでは自治会組織は維持できない状況になるという現実を自覚していただきたいからです。

平成28年度末をもって、「おだわらいふ」が廃止されるとのことです。新聞折り込みに関わる外部委託費の減額が期待できる一方、従来通り月1回発行されるであろう「広報小田原」の配布方法について、この際、見直しをすべきであると考えます。

小田原市は、自治会に加入していなくとも、自治会が管理しているゴミ収集所の利用はできると小田原市に移住してきた住民に説明しています。それでいて、自治会員数（戸数）だけ、わずかな清掃管理協力金を支給しています。こうした自治会未加入世帯の世話もさせながら、広報紙等の配布もその他の回覧物などと併せて、広報委員に過大な負担をさせているのですから、もう少し配慮をすべきですということです。

改善とは何をすればということですが、念頭に置くべきはゴミ収集や災害時避難など、自治会に加入していようといなかろうと、地域で生活するうえで不可欠な情報を、自治会加入に関わらず周知させる手段として、可能な限り広報委員に未加入世帯へも広報紙を配布するよう協力を求めることです。いわゆるごみカレンダーを全世帯配布する方法を再考すべきであるとともに、災害時に広域避難場所へは自治会加入の有無に関係なく入所することになるにもかかわらず、災害時非常用物資は自治会が管理していることから、非自治会員には供与されることは期待しないよう、平時から広報しておくことも必要です。

そのために、増えることになる広報活動に対する手当を増額するのは当然のことであり、世帯当たりの単価も増額すべきであると考えます。

【陳情項目】

小田原市議会として、小田原市長に対し、小田原市民に対する広報手段を見直すとともに、広報委員の活動を再検討し広報委員手当を増額するよう求めること。

平成28年11月14日
小田原市議会議長
武松 忠 様

提出者
小田原市中村原303
加藤 哲男 ㊞